

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等
に関する省令の一部を改正する省令要旨

- 1 ダイレクト納付の利用開始等に係る届出について、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとする。(第5条関係)
- 2 電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等であつて、国税庁長官が定める措置を行うものである場合には、その処分通知等の情報に電子署名を行うこと等を要しないこととする。(第10条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和3年1月1日から施行することとする。(附則関係)